

浄化槽の法定検査を受けましょう

子供たちの未来のために
健康で美しい水環境を…

*Let's preserve the
beautiful rivers and sea.*



北海道知事指定検査機関
発行 社団法人 北海道浄化槽協会

監修 北海道環境生活部環境室環境保全課
北海道市長会
北海道町村会
北海道合併処理浄化槽普及促進協議会

浄化槽管理者の3つの義務



浄化槽管理者(設置者)には、保守点検・清掃・法定検査の3つの義務が定められています。

その1 保守点検

保守点検とは、浄化槽の健康管理です。

浄化槽は微生物の働きによって汚水を処理する施設ですから、まさに「生き物」です。微生物が活躍しやすい状況を常に保つ必要があります。特に微生物に酸素を供給するブロワーなどは休みなく連続運転されていますから、定期的な点検が必要となります。また、消毒薬等の消耗品は定期的に補給、交換が必要です。

さらに、各装置の点検を行うことにより、浄化槽の清掃を行うべき時期を判断することも保守点検の大切な役割です。このように保守点検は、浄化槽の機能を正常に保つ上で極めて重要です。

保守点検は、浄化槽法に基づいた技術上の基準に従って行わなければなりません。北海道知事または政令市(札幌市・小樽市・函館市・旭川市)においては市長に登録している専門業者に委託してください。

その2 清掃

清掃とは、浄化槽に発生した汚泥などの引き出し、調整及びこれらに伴う機器類の洗浄、掃除などの作業を言います。

スカムや汚泥が過度に蓄積されると、浄化槽の機能に支障をきたし、十分な処理がなされなかったり、悪臭の発生する原因となったりします。このようなことにならないために、スカムや汚泥を槽外へ引き抜き、付属装置や機械類を洗ったり、掃除することが必要となります。

清掃とは、このような作業のことを言いますが、浄化槽を適切に維持管理していく上で、とても重要な作業です。清掃は、浄化槽法に基づいた技術上の基準に従って行わなければなりません。市町村長の許可を受けている専門業者に委託してください。

その3 法定検査

法定検査とは、浄化槽の健康診断です。

浄化槽の状態が正常でないと、公共用水域の汚染を引き起こす場合があります。

このため、浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、正常に機能しているかどうかを確認するため、知事の指定する検査機関(指定検査機関)の検査を受けることが義務付けられています。

第7条検査(設置後等の水質検査)

新たに設置された浄化槽については、浄化槽法第7条の規定により、その使用開始から3ヶ月(機能が安定するのに必要な時間)を経過した後5ヶ月以内に、指定検査機関による検査を受けなければなりません。

これは浄化槽が適正に設置されているか、また機能を充分に發揮しているかを検査し、不適事項があれば早期にそれを是正することを目的にしています。

●検査項目

外観検査	水質検査	書類検査
<ul style="list-style-type: none">・設置状況・設備の稼働状況・水の流れ方の状況・使用の状況・悪臭の発生状況・消毒の実施状況・蚊、ハエの発生状況	<ul style="list-style-type: none">・水素イオン濃度指数(pH)・汚泥沈殿率(SV)・溶解酸素量(DO)・亜硝酸性窒素・透視度・残留塩素濃度・生物化学的酸素要求量(BOD)	<ul style="list-style-type: none">・保守点検の記録

*水質検査項目は処理方式により若干異なります。

第11条検査(定期検査)

浄化槽法第11条の規定により、全ての浄化槽は、毎年1回、指定検査機関による検査を受けなければなりません。

これは浄化槽の保守点検及び清掃が適正に行われているか、また適正に使用され浄化槽の機能が正常に維持されているかを検査し、不適事項があれば早期にそれを是正すること目的にしています。

● 検査項目

外観検査	水質検査	書類検査
<ul style="list-style-type: none">設置状況設備の稼働状況水の流れ方の状況使用の状況悪臭の発生状況消毒の実施状況蚊、ハエの発生状況	<ul style="list-style-type: none">水素イオン濃度指数 (pH)汚泥沈殿率 (SV)溶存酸素量 (DO)亜硝酸性窒素透視度塩化物イオン濃度残留塩素濃度	<ul style="list-style-type: none">保守点検の記録清掃の記録

※水質検査項目は処理方式により若干異なります。

検査手数料

浄化槽処理対象人員	浄化槽法第7条の規定による検査		合 併
	合 併	単 独	
5人～20人	13,000 円	6,000 円	8,000 円
21人～50人	17,000	10,000	12,000
51人～100人	20,000	12,000	13,000
101人～300人	30,000	20,000	
301人～500人	40,000	30,000	
501人～	50,000	42,000	



浄化槽のしくみ

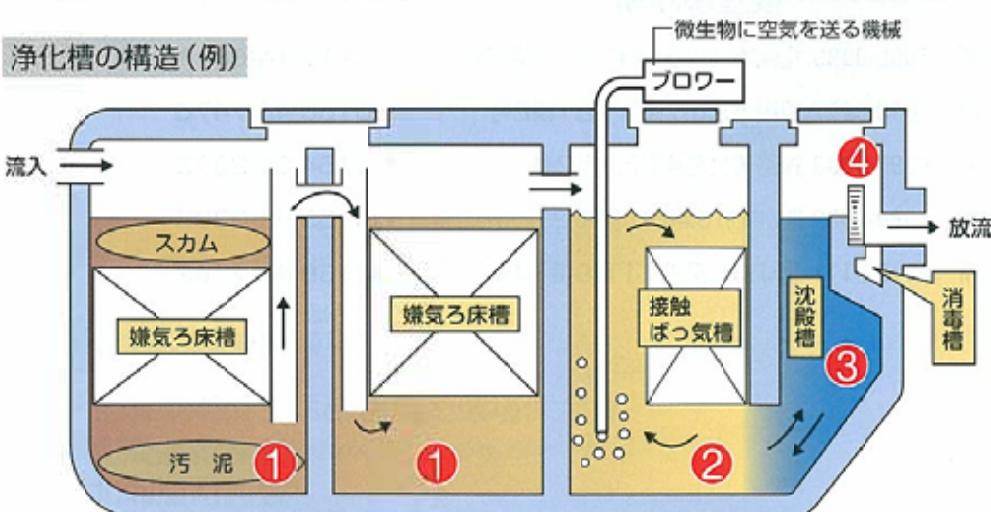
なぜ、汚水がきれいになるのでしょうか？

浄化槽は水中の微生物の働きを利用して、汚水を浄化するものです。つまり、微生物が汚水中の汚れを食べ、きれいな水にしてくれなのです。

微生物には、大きく分けて、酸素を好まない微生物(嫌気性微生物)と、酸素がなければ弱ってしまう微生物(好気性微生物)とがあります。浄化槽の機能を維持していくためには、これらの微生物が力いっぱい働くような条件を整えていくことが大切です。

浄化槽は生きています。その中では、いろいろな微生物が活躍しています。

浄化槽の構造(例)



- ① 汚水中の浮遊物を分離除去とともに、ろ材に付着した嫌気性微生物により汚水中の有機物を分解・浄化します。また、汚れを食べて増えすぎた微生物を、汚泥やスカムのかたちで貯留します。
- ② 接触材に付着した好気性微生物膜の間を、ばっ氣された汚水が循環し汚水中の有機物は、好気性微生物により、さらに浄化されます。
- ③ 処理水中に含まれる剥離汚泥を沈殿させ、上澄み水を消毒槽に送ります。
- ④ 塩素剤で滅菌消毒し、衛生的にも安全な水として放流します。

浄化槽との上手な付き合い方



便器の清掃には、強い酸やアルカリの洗剤を使わないでください

強い酸やアルカリが入ると、浄化槽の中で働く微生物が死んだり弱ったりして、せっかくの機能が台無しになることがあります。



台所から油分などは流さないでください

台所から天ぷら油や野菜のくずなどは、流さないでください。鍋や皿の油汚れは紙で拭いてから洗うと、浄化槽にとってより効果的です。



トイレットペーパーをお使いください

水に溶けないティッシュ、新聞紙、タバコの吸殻、紙おむつ、生理用品などは、詰まり防止のため絶対に流さないでください。



電源は絶対に切らないでください

プロワーは空気を送り込む重要な役目をしています。これが止まると、槽内の微生物が死んでしまうため汚水が浄化されず悪臭を放ちますので、電源は絶対に切らないでください。



カビ落とし剤・漂白剤の使用は控えめにしてください

カビ落とし剤・漂白剤は強力で、使い方によっては微生物を殺してしまうことがあります。適度に使って、使用後は十分に水を流しておこうようにしましょう。



浄化槽の上に物を置かないでください

いつでも、すぐに点検や清掃ができるようにしておきましょう。



マンホール周辺での注意

マンホールのフタがずれていたり開いていることのないようにきちんと閉めてください。鍵のかかるマンホールは必ず鍵をかけてください。特に小さいお子さんには、マンホール上や送風機付近では絶対遊びがないように注意してください。



ディスポーザーの使用について

北海道では一般的な浄化槽でのディスポーザーの使用は、認められておりません。

※大臣認定を受けたディスポーザー一対応型の浄化槽であれば、使用は可能です。



法定検査についての Q & A

Q 定期的に検査を実施し、年1回の清掃もしているのに、なぜその上に検査が必要なのか。

A あなたが検査と言われているのは、**保守点検のこと**ではありませんか？法定検査は、浄化槽の保守点検・清掃が適正に行われ、**正常な性能を発揮しているかを第三者機関が検査する**ものです。法定検査は、保守点検を行つても別に受ける必要があります。（保守点検や法定検査の詳細については本パンフレットに記載の「浄化槽管理者の3つの義務」をご覧ください。）

Q 現在、浄化槽の保守点検を委託している業者が法定検査を行うことはできないのか。

A 法定検査は、**浄化槽の保守点検・清掃が適正に行われているかを確認する検査**であり**公正な第三者機関が検査を行う必要**があります。従って保守点検業者が法定検査を行うことはできません。

Q 法定検査を受けたくない。受けない場合はどうなるのか。

A 法定検査を受けていない浄化槽管理者には、北海道知事または政令市においては市長が**検査を受けるよう指導や命令等を行うこと**になり、命令に従わない場合は、罰則（30万円以下の過料）の適用を受ける場合があります。



平成18年2月より、浄化槽法が改正されました。

法律の主な改正点

①法定検査を受検しない者に対する行政機関の指導監督が強化されました。

これまで、浄化槽管理者（設置者）には、通常の保守点検・清掃とは別に、法定検査を受けることが義務付けられていましたが、検査を受けていない場合に、都道府県知事または政令市においては市長が検査を受けるように助言・指導・勧告・命令を行うことができるようになりました。

【参考】法定検査の受検に係る命令に従わなかった場合、罰則（30万円以下の過料）の適用を受ける場合があります。

②浄化槽を廃止した場合に届出が必要となりました。

平成18年2月以降に浄化槽を廃止した場合は、都道府県知事または政令市においては市長に届出が必要となりました。



北海道知事指定検査機関
社団法人北海道浄化槽協会

〒062-0935 札幌市豊平区平岸5条7丁目7番10号

TEL 011-823-4750（検査課）

FAX 011-823-4757

[URL] <http://www.hjk.or.jp/> [E-mail] mail@hjk.or.jp

検査事務所

札幌検査事務所 〒062-0935 札幌市豊平区平岸5条7丁目7番10号 ☎011-814-6811

旭川検査事務所 〒079-8417 旭川市永山7条3丁目1番2号 ☎0166-48-7470

釧路検査事務所 〒085-0063 釧路市文苑4丁目1番2号 ☎0154-38-2373

釧路検査事務所帯広分室 〒080-0026 帯広市西16条南6丁目30-23 わかばビル3F ☎0155-41-3395

函館検査事務所 〒049-0111 北斗市七重浜7丁目9番14号 ☎0138-49-7769